（７）消費者への情報提供や働き掛け

消費者による食料の必要以上の買占め・買い急ぎは、価格の高騰や需給の不均衡を招くのみならず、食品廃棄の発生にもつながるおそれがあり、結果として供給量の減少に拍車を掛けることも想定される。こうした買占め等は連鎖的に生じ得ることから、消費者の不安感を増大させないよう、需給や価格動向、対策の内容やその理由等について正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供するとともに、その上で買占め・買い急ぎや食品廃棄の抑制について働き掛けを行うことが重要である。

そのため、消費者への情報提供や働き掛けに当たっては、

・　情報の透明性や客観性を確保する
・　国からホームページやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の多様な媒体を用いて直接発信するほか、新聞やテレビ等のマスメディアの協力を得つつ、広く発信する
・　発信した情報に対する消費者の反応等を踏まえ、継続的かつ適時適切な情報提供を行う

こととする。

農林水産省や消費者庁、内閣府大臣官房政府広報室など関係府省が広報を行う場合には、その内容や実施時期、方法について緊密に連携した上で対応するとともに、消費者等の問合せ窓口を設置し、その明確化を図るものとする。

また、消費者の買占め・買い急ぎを抑制する観点から、出荷販売業者のうち小売業者に対して、必要に応じて本法第15条第１項の規定に基づく販売数量の制限の要請を行うほか、インターネット上での売買仲介サービス等において、高額な転売が横行している場合には、当該サービス提供業者に対して、出品制限等を行うよう働き掛けを行う。

３　食料供給困難事態を解消するため、食料供給困難事態において実施する食料供給困難事態対策の総合的な推進

食料供給困難事態が発生した段階における対策

食料供給困難事態は、特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高いため、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じている状況であり、当該事態の早期解消を図る観点から、以下の対策を講ずる。

（１）出荷又は販売の調整に関する計画の作成・届出等の指示

主務大臣は、本法第15条第１項の規定による要請をしてもなお食料供給困難事態を解消することが困難であると認められ、必要がある場合には、同条第２項の規定に基づき、当該要請を受けた出荷販売業者に対し、出荷販売計画を作成し、届け出るべきことを指示する。

当該計画の作成・届出の指示に当たっては、当該措置対象特定食料等の流通の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、効率的かつ効果的に出荷又は販売の調整を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の取扱量や在庫量を有する出荷販売業者を対象として、必要に応じて、平時から当該措置対象特定食料等の出荷販売業者との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、指示することを基本とする。

なお、出荷販売計画は、政府として確保可能な供給量を正確に把握し、供給確保のための措置を適切に講ずるために不可欠なものであることから、措置対象特定食料等の出荷・販売の実績及び見通しに加え、その見通しを踏まえ出荷又は販売の調整を図る上で支障となる事項についても主務省令に基づき記載を求めることとする。

また、主務大臣は、本法第15条第２項の規定による指示に従って届出がされた全ての出荷販売計画に沿って出荷又は販売が行われたとしても食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、当該措置対象特定食料等の流通の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、出荷販売計画の変更が可能と見込まれる出荷販売業者に限り、同条第４項の規定に基づき、当該出荷販売計画を変更すべきことを指示する。

（２）輸入に関する計画の作成・届出等の指示

主務大臣は、本法第16条第１項の規定による要請をしてもなお食料供給困難事態を解消することが困難であると認められ、必要がある場合には、同条第２項の規定において読み替えて準用する本法第15条第２項の規定に基づき、当該要請を受けた輸入業者に対し、輸入計画を作成し、届け出るべきことを指示する。

当該計画の作成・届出の指示に当たっては、当該措置対象特定食料等の輸入の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、効率的かつ効果的に輸入の促進を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の輸入量を有する輸入業者を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の輸入業者との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、指示することを基本とする。

なお、輸入計画は、政府として確保可能な供給量を正確に把握し、供給確保のための措置を適切に講ずるために不可欠なものであることから、措置対象特定食料等の輸入の実績及び見通しに加え、その見通しを踏まえ輸入の促進を図る上で支障となる事項についても主務省令に基づき記載を求めることとする。

また、主務大臣は、本法第16条第２項の規定において読み替えて準用する本法第15条第２項の規定による指示に従って届出がされた全ての輸入計画に沿って輸入が行われたとしても食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、当該措置対象特定食料等の輸入の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、輸入計画の変更が可能と見込まれる輸入業者に限り、本法第16条第２項の